

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社Bに雇用され、調理師として寿司以外の料理の調理補助業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に自宅で倒れ、C病院に入院した後、D医院等に受診し、「心不全、糖尿病性腎症」（以下「原疾病」という。）と診断された。

請求人は、原疾病は長時間労働に伴う睡眠不足等による精神的なストレスが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、原疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「初回処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした。

その後、請求人は、上記請求に後続する請求として、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、初回処分と同様の理由により、これを支給しない旨の処分（以下「第2回処分」という。）をした。

請求人は、第2回処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだところ、当審査会は、同年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決をした。

請求人は、平成○年○月○日、E病院に受診し、「増殖糖尿病網膜症、緑内障」（以下「本件疾病」という。）と診断され、第2回処分時の請求に後続する請求として、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「第3回処分」という。）をした。

請求人は、第3回処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだところ、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（以下「前裁決」という。）。

今般、請求人は、更に後続する請求として、第3回処分時の請求に続く期間である平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした（以下「今回処分」という。）。

請求人は、今回処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件再審査請求に当たり、新たな事実についての主張や資料等の提出はないことから、前裁決における判断を変更する必要は認められず、請求人に発症した本件疾病は、前裁決に係る裁決書の理由の第6の2に記載したとおり、請求人の基礎疾患である糖尿病が次第に進展し、合併症として発症したものであり、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。